

# 共済さが

令和5年  
**3月号**

No.366

令和5年  
3月20日発行



写真提供：(一社)佐賀県観光連盟

轟の滝 (嬉野市嬉野町)

- ◆ 新組合会議員のご紹介..... 2
- ◆ 入学貸付・修学貸付のご案内..... 3
- ◆ 令和5年4月から、出産費・家族出産費の給付額が50万円に引き上げられます..... 3
- ◆ 令和5年度の短期(医療)給付財源率(掛金・負担金率)が変更になります..... 4
- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を受けましょう..... 6
- ◆ 第2期データヘルス計画について(平成30年度～令和5年度)..... 7
- ◆ 老齢厚生年金の請求手続き等について..... 8
- ◆ 令和5年4月から繰下げ制度が改正されます.....10
- ◆ 令和5年度の年金額改定のお知らせ.....10
- ◆ 被扶養者の異動手続きについて.....11
- ◆ 令和5年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました.....11
- ◆ 被扶養者の資格調査へのご協力ありがとうございました.....12
- ◆ 被扶養者の失業給付の受給には注意が必要です.....13
- ◆ 令和5年4月から被扶養者認定時の収入要件が変わります!.....13
- ◆ 共済貯金～臨時積立のご案内～.....14

# 新組合会議員のご紹介

任期満了に伴う組合会議員の選挙が昨年11月14日に行われ、次の方々が新議員として選出されました。

また、昨年11月28日に行われた役員の任期満了に伴う選挙において、横尾俊彦氏(多久市長)が理事長に再選されました。

理事長をはじめ、議員になられた方々をご紹介します。

議員の任期は、令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間で、この間共済組合の事業運営にご尽力いただくこととなります。

## 役員



理事長  
横尾俊彦  
(多久市長)



理事長職務代理者  
短期給付対策委員会会長  
水川一哉  
(大町町長)



理事  
深浦弘信  
(伊万里市長)



監事  
江里口秀次  
(小城市長)



理事  
青柳勝  
(佐賀市)



理事  
新家正浩  
(唐津市)



理事  
福島雅寿  
(有田町)



監事  
村岡晋一郎  
(小城市)

## 市町村長議員



坂井英隆  
(佐賀市長)



峰達郎  
(唐津市長)



短期給付対策  
委員会委員  
松尾勝利  
(鹿島市長)



内川修治  
(神埼市長)



短期給付対策  
委員会委員  
武廣勇平  
(上峰町長)



山田恭輔  
(江北町長)

## 職員議員



安川直樹  
(鳥栖市)



短期給付対策  
委員会委員  
川内丸宜秀  
(多久市)



水町貴司  
(武雄市)



短期給付対策  
委員会委員  
松尾博雅  
(鹿島市)



短期給付対策  
委員会委員  
太郎浦文和  
(みやき町)



本田奈穂子  
(太良町)

# 入学貸付・修学貸付のご案内 年利1.26%

共済組合では、入学金や授業料等のために必要な資金について貸付けを行います。是非ご利用ください。

貸付の種類	《 入 学 貸 付 》	《 修 学 貸 付 》
貸付利率	年1.26%(令和5年3月現在) ※ 変動利率	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、入学する場合	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、修学している場合
対象学校	○ 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	○ 給料月額6ヵ月分の範囲内 最低額10万円から5万円単位で最高限度額200万円	○ 最高限度額180万円(3月貸付時) 最低額10万円から5万円単位で申込月の限度額の範囲内  例) 9月貸付の限度額 90万円 月当たり15万円 ×6(当該年度10月～3月の月数)
償還方法	○ 元利均等償還 ○ 貸付を受けた月の翌月から償還開始	○ 元利均等償還 ○ 修学期間中は、元金の償還を据置き、利息のみの償還 ※ 修学期間中も元利償還申出可能
提出書類	○ 貸付申込書 ○ 借用証書(印鑑証明添付) ○ 対象者の戸籍抄本(組合員の被扶養者である場合は不要)	○ 借入状況等申告書  ○ 在学証明書(申込み年度の4月1日以降発行分) ※ 4月5日までの申込みについては、入学前は「合格通知書(写)」、進級前は「進級前の在学証明書」を申込み時に提出し、4月中に「該当年度の在学証明書」と差替えます。 ○ 修学費用明細書…確認できる書類を添付
申込日及び貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付 ※ 入学貸付については、申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能です。	

◆ 貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者へご連絡をお願いします。

## 借入状況等の申告について

共済組合及び他の金融機関等からの借入金に対する償還予定額の合計が、給料(または報酬)の30%に相当する額を超える等の申込みについて、共済組合は貸付けを行いません。

貸付けを申し込む際は、自身の借入状況を把握し、「借入状況等申告書」にて正しく申告を行ってください。

なお、共済組合以外からの借入金に係る申告については、その確認書類(「償還予定表」、「残高証明書」等)の添付をいただきます。また、以前に共済組合から貸付けを受けた方が新規の貸付けを申し込む場合、先に申告済のものを含む全ての借入金について最新の状況を確認しますので、「完済通知書」等、発行された書類は大切に保管しておいてください。

## 令和5年4月から、出産費・家族出産費の給付額が50万円に引き上げられます

出産費の額は現在、42万円ですが令和5年4月から次のとおり50万円に引き上げられます。

(令和5年4月1日～)

	出産費等	加算額	総支給額
産科医療補償制度対象の出産	488,000 円	12,000 円	500,000 円
産科医療補償制度対象外の出産	488,000 円	0 円	488,000 円



# 令和5年度の短期(医療)給付財源率

## 短期(医療)給付の所要財源率の引上げ

令和5年度の短期給付事業は、高齢者医療制度への支援金等の増加及び医療費の増加により、令和4年度の所要財源率94.0%から、20.96%引上げ、114.96%に設定し事業運営を行うことになりました。

短期掛金率・負担金率(%)

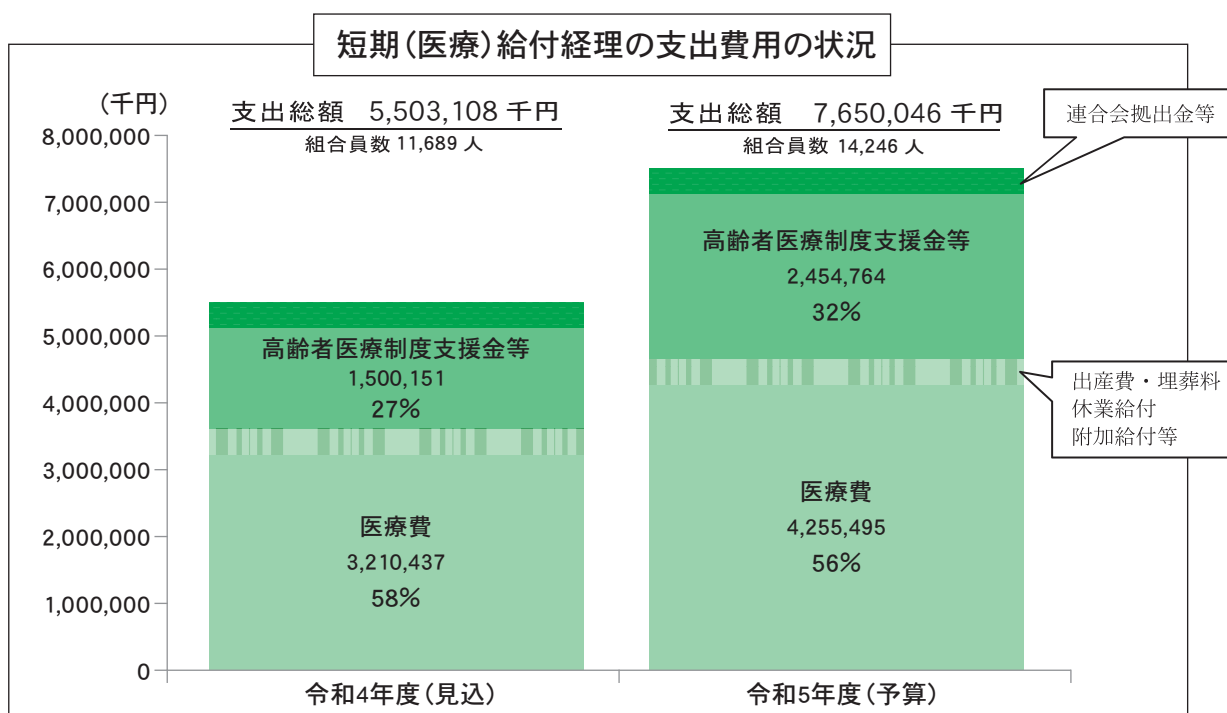
掛金率	負担金率
50.525 (3.525増)	57.48 (10.48増)

### ● 高齢者医療制度に対する支援金等の負担は増加

共済組合は、75歳以上の医療費の運営に係る現役世代の負担として、「後期高齢者支援金」を、65歳から74歳の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」、その他を負担しており、その合計額は、令和4年度より約9億5千万円増加し、引き続き24億円以上の大きな負担となっています。

### ● 医療費総額の大幅増加

年金制度の機能強化の一つである、被用者保険(厚生年金・健康保険)の更なる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等職員で被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付(医療保険)・福祉事業(健康診査等)を適用することとなりました。このため、組合員数は大幅に増加し、医療費総額は10億5千万円程の増加が見込まれます。



## 介護掛金・負担金率の引下げ

令和5年度は介護納付金が増加するが、加入者増加による標準報酬総額も増加するため、収支均衡を図るよう、1.2%引下げ、17.2%に設定し事業運営を行うことになりました。

介護掛金率・負担金率(%)

掛金率	負担金率
8.6 (0.6減)	8.6 (0.6減)

# (掛金・負担金率)が変更になります

## 共済組合の今後の取り組み

短期給付事業の財政状況は、大変厳しい状況となっておりますが、みなさんの現役時代における疾病予防・早期発見・早期治療による健康の保持が、高齢期の医療費増加の抑制策となります。

そこで、共済組合では、令和4年度に引き続き以下の点について重点的な対応を行っていくこととしております。

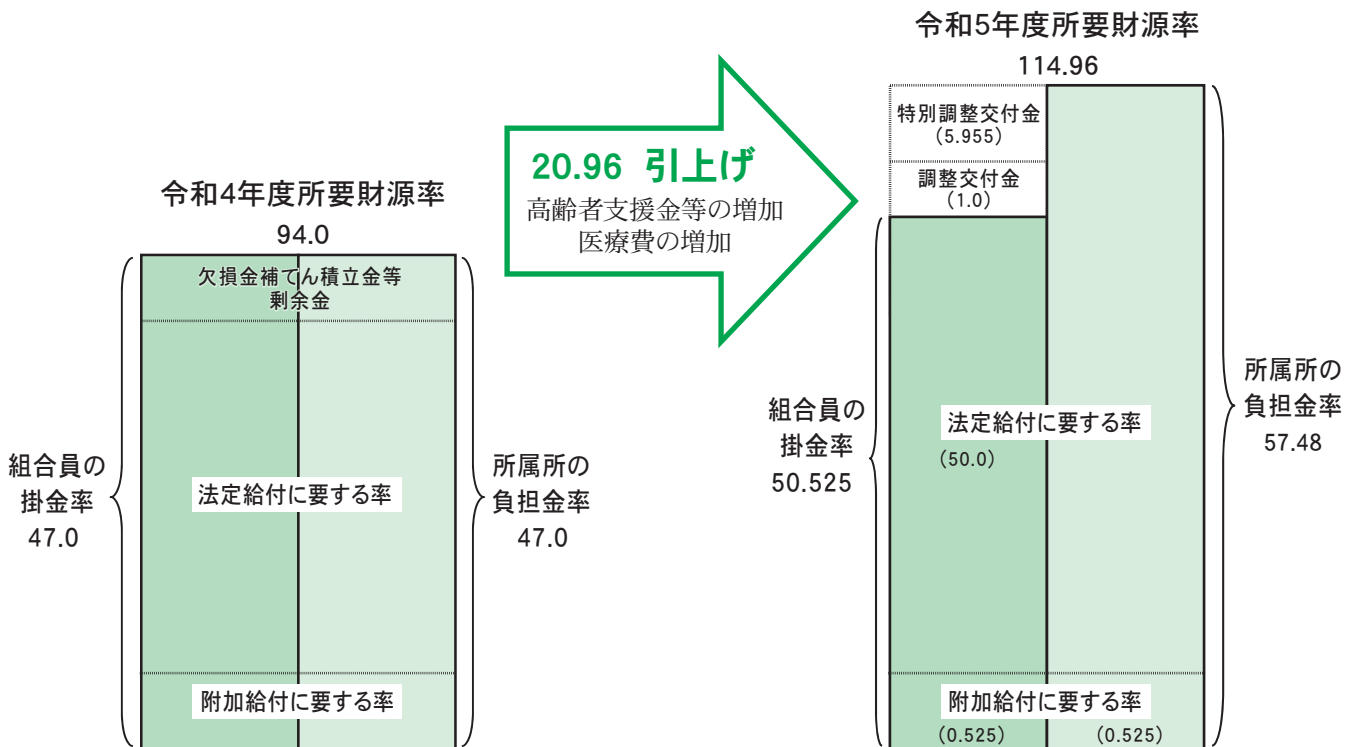
### 生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防の促進及び医療費増高対策

- ・特定健診の結果とレセプトデータを基に分析（データヘルス計画）を行い、組合員・職場の健康づくりを推進します。
- ・過去の実績を参考に所属所訪問による「健康づくり推進懇談会」を開催します。
- ・「インフルエンザ予防接種助成事業」を引き続き行います。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進を行います。
- ・柔道整復師の施術にかかる療養費の適正化への取り組みを行います。
- ・「歯科健診」の実施による歯科疾患の予防対策を行います。  
(令和5年度実施地区：多久市・武雄市・小城市・杵島郡地区)
- ・シニア世代向け健康サポートを行います。

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 令和5年度 短期給付の掛金・負担金率(%)

当共済組合においては、令和5年度は全国市町村職員共済組合連合会が行う、「短期給付財政調整事業」及び「短期給付特別財政調整事業」の適用を受け、組合員の掛金の負担軽減を図ることになります。



注1 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が交付基準率50%（令和5年度）を超える組合に「調整交付金」が交付される。

注2 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付特別財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が51%（令和5年度）以上となる場合は、総務大臣から「特別調整組合」の認定を受け、「特別調整交付金」が交付される。

# 特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

令和3年度特定健康診査受診率(組合員：国への報告値)

	受診率
伊万里・有田消防組合	100.0%
佐賀中部広域連合	99.5%
杵藤地区広域市町村圏組合	98.6%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	98.4%
小 城 市	98.2%
佐賀東部水道企業団	97.8%
太 良 町	97.6%
多 久 市	96.8%
佐 賀 市	96.5%
江 北 町	96.4%
玄 海 町	96.3%
上 峰 町	96.0%
伊万里・有田地区医療福祉組合	95.6%
神 埼 市	95.5%
有 田 町	94.9%
伊 万 里 市	94.9%
鹿 島 市	94.3%
全 体	93.5%
嬉 野 市	92.4%
大 町 町	91.7%
み や き 市	90.9%
唐 津 市	90.8%
白 石 町	89.7%
武 雄 市	85.1%
鳥 栖 市	84.2%
吉野ヶ里町	79.8%
基 山 町	76.6%

令和3年度特定保健指導実施率(組合員：国への報告値)

	実施率
武 雄 市	73.4%
伊万里・有田地区医療福祉組合	73.3%
大 町 町	62.5%
佐賀東部水道企業団	60.0%
佐 賀 市	54.0%
唐 津 市	53.6%
鹿 島 市	42.9%
嬉 野 市	40.7%
玄 海 町	38.9%
白 石 町	36.7%
全 体	35.0%
伊 万 里 市	33.3%
有 田 町	31.3%
杵藤地区広域市町村圏組合	22.2%
佐賀中部広域連合	22.0%
江 北 町	20.0%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	13.3%
小 城 市	9.4%
伊万里・有田消防組合	5.0%
鳥 栖 市	4.3%
み や き 町	4.0%
多 久 市	2.2%

## ● 特定健康診査

40歳以上74歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病のリスクがある方を抽出します。

## ● 特定健康診査受診率(実績と目標)

令和3年度の各所属所の組合員に係る受診率は左表のとおりです。(対象者が少ない所属所は除く。)組合員、被扶養者等の実績と目標値は下の表のとおりです。

受診率 (%)	3年度実績	3年度目標	5年度目標
組 合 員	93.5	97.0	
被 扶 養 者 等	35.6	60.0	
全 体	81.1	88.0	90.0

※ 令和3年度は目標を達成できませんでした。

## ● 特定保健指導

特定健康診査に基づき生活習慣病のリスクがある方で生活習慣改善により予防が期待できる方に特定保健指導を実施します。

## ● 特定保健指導実施率(実績と目標)

令和3年度の各所属所の組合員に係る実施率は左表のとおりです。(対象者が少ない所属所は除く。)組合員、被扶養者等の実績と目標値は下の表のとおりです。

実施率 (%)	3年度実績	3年度目標	5年度目標
組 合 員	35.0		
被 扶 養 者 等	10.4		
全 体	33.9	41.7	45.0

※ 令和3年度は目標を達成できませんでした。

- 特定保健指導の利用が無い、または国への報告時(令和4年10月末)に終了者がいない所属所(実施率0%)

神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、太良町

## ● 令和4年度分の特定保健指導のご案内

令和4年度中の特定健診結果による特定保健指導は、本年5月頃まで対象者の方に利用の案内を行う予定です。特定保健指導については、利用しやすい日時を選択可能な「自宅訪問式またはWEB方式での特定保健指導」も行っております。費用は全て共済組合が負担しますので案内が届いた方は是非ご利用ください。

※ 特定健診・特定保健指導は、各年度4月1日現在の組合員及び被扶養者のうち、当該年度中に40歳から75歳になられる方を対象としているため、年度途中で他の医療保険に加入あるいは脱退等、加入している医療保険に異動があった方については、その年度は特定健診・特定保健指導の対象外となりますのでご注意ください。



## ● 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率と後期高齢者支援金

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びその他指標による評価でペナルティとして共済組合が支払う後期高齢者支援金に加算が行われ(最大10%)、財源率(掛金率・負担金率の合計)が引き上げられることで、組合員のみなさんの家計に影響を与える可能性があります。

ご自身や大切な家族のため、特定健康診査は毎年必ず受けましょう。また、特定保健指導の案内が届いたら、是非ともご利用いただき、最後まで続けましょう。特に、被扶養者の方には組合員の方からの声掛けをお願いします。



## 第2期データヘルス計画について(平成30年度~令和5年度)

### データヘルス計画とは

佐賀県市町村職員共済組合では、保険者機能強化の一環として、各種保健事業の効果的な実施のため、「第2期データヘルス計画」に基づき、レセプトと健診データの分析から健康課題を明らかにするとともにPDCAサイクルに沿って事業の効果測定と評価を行い、各種保健事業の効果的な実施のため、必要に応じ所属所と連携して保健事業を行います。

### 第2期データヘルス計画の目標について

「第2期データヘルス計画」では、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品利用促進及び医療費適正化を目標として各種保健事業を実施します。

# 老齢厚生年金の請求手続き等について

老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、次の表のとおりとなっており、これから退職される多くの方については、退職の時点で老齢厚生年金の受給権が発生していない状態となっています。

今回は、支給開始年齢到達による老齢厚生年金の請求手続き等について説明します。

## 【支給開始年齢】

### 一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S 28.4.1以前	60 歳
S 28.4.2 ~ S 30.4.1	61 歳
S 30.4.2 ~ S 32.4.1	62 歳
S 32.4.2 ~ S 34.4.1	63 歳
S 34.4.2 ~ S 36.4.1	64 歳
S 36.4.2以後	65 歳

### 特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
S 34.4.1以前	60 歳
S 34.4.2 ~ S 36.4.1	61 歳
S 36.4.2 ~ S 38.4.1	62 歳
S 38.4.2 ~ S 40.4.1	63 歳
S 40.4.2 ~ S 42.4.1	64 歳
S 42.4.2以後	65 歳

※ 特定消防組合員…消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点（60歳よりも前に退職したときは退職時）まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員

## ● ワンストップサービスと年金の請求手続き

ワンストップサービスとは、被用者年金一元化に伴い、制度ごとに別々の窓口で行っていた年金に関する手続きや相談が、年金事務所や各都道府県の共済組合など、受給権者の望むいずれか一つの窓口で行うことのできるサービスです。

請求書は、老齢厚生年金の受給権発生日の属する月の3ヵ月前に、**最後に加入していた実施機関**から自宅あてに送付されますので、請求書が届きましたら内容を確認し、**受給権発生日（受給開始年齢誕生日の前日）以後に**、必要書類とともに提出してください。

なお、種別の異なる厚生年金被保険者の加入期間がある方については、種別ごとに老齢厚生年金の裁定と支給が行われます。

## 【一元化後の被保険者の種別と実施機関】

被保険者の種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合等の短期組合員 民間サラリーマン等 (第2～4号以外の者)	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合 公立学校共済組合、警察共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 東京都職員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※ 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、共済組合年金課までご連絡ください。

お問合せ：共済組合 年金課 TEL 0952-29-0333

※ 短期組合員の方は第1号厚生年金被保険者となりますので、年金については日本年金機構（最寄りの年金事務所）へお問い合わせください。

## ● 再就職したとき

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者、国会議員・地方議会議員になられたとき、賃金（議員報酬）や年金の合計額が一定の基準を超える場合、年金の全部または一部が支給停止されます。

**年金** = 老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12  
※ 公務員以外の期間の老齢厚生年金がある場合、すべての年金額を合算します。

**賃金** = 「標準報酬月額等」と「過去1年間の賞与等の1/12」の合計

**年金** + **賃金** > 48万円 → 支給停止額（月額）=（**年金** + **賃金** - 48万円）× 1/2

※ **年金** + **賃金** が48万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

（注） 48万円は令和5年度の基準額です。今後、物価、賃金等の変動により改定される場合があります。

## ● 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当等）を受給すると、その失業給付の受給額に関係なく、受給期間中は老齢厚生年金が支給停止になります。

失業給付の申請は、給付額と年金額を比較して、慎重にご検討ください。

## ● 年金を繰上げて受給するとき

支給開始年齢が61歳以降に引上げられた方で、一定の要件を満たした方は、60歳以降支給開始年齢に達する前に、老齢厚生年金を繰上げて受給することができます。その場合は、国民年金の老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。繰上げによる減額率は、1月につき0.4%です。（昭和37年4月1日以前生まれの方は、1月につき0.5%となります。）

なお、在職中は年金の一部又は全部が支給停止となる場合がありますので、繰上げ請求をされる場合は、退職日以降に行われるほうが有利になると考えられます。

また、生年月日や性別、消防特例・障害者特例の有無等により、繰上げ受給の方法が異なりますので、繰上げを検討されている方は、共済組合年金課または最寄りの年金事務所にご相談ください。

### 【老齢厚生年金等と老齢基礎年金を繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

#### ○一般組合員

生年月日	支給開始年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S32.4.2～ S34.4.1	繰上げしない場合の開始年齢	63歳				6%
S34.4.2～ S36.4.1		64歳		12%	6%	
S36.4.2～ S37.4.1	65歳		24%	18%	12%	6%
S37.4.2～			24%	19.2%	14.4%	9.6%
分岐点（～S37.4.1生）			78歳	79歳	80歳	81歳
分岐点（S37.4.2生～）		81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

#### ○特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢	繰上げ請求年齢						
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
S32.4.2～ S34.4.1	繰上げしない場合の開始年齢	60歳				6%		
S34.4.2～ S36.4.1		61歳						
S36.4.2～ S37.4.1		62歳		6%				
S37.4.2～ S38.4.1				9.6%	4.8%			
S38.4.2～ S40.4.1		63歳		14.4%	9.6%	4.8%		
S40.4.2～ S42.4.1				24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S42.4.2～		64歳		19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	
				24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S42.4.2～		65歳		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
				24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点（～S37.4.1生）			78歳	79歳	80歳	81歳		
分岐点（S37.4.2生～）		81歳	82歳	83歳	84歳	85歳		

#### 表中の割合について

上段：老齢厚生年金等の減額の割合  
 下段：老齢基礎年金の減額の割合

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。  
 なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

#### <繰上げ請求の主な注意点>

- ・一度請求すると、生涯減額された年金額となります。
- ・加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- ・事後重症による障害厚生（基礎）年金や寡婦年金は受けられません。

# 令和5年4月から繰下げ制度が改正されます

## 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

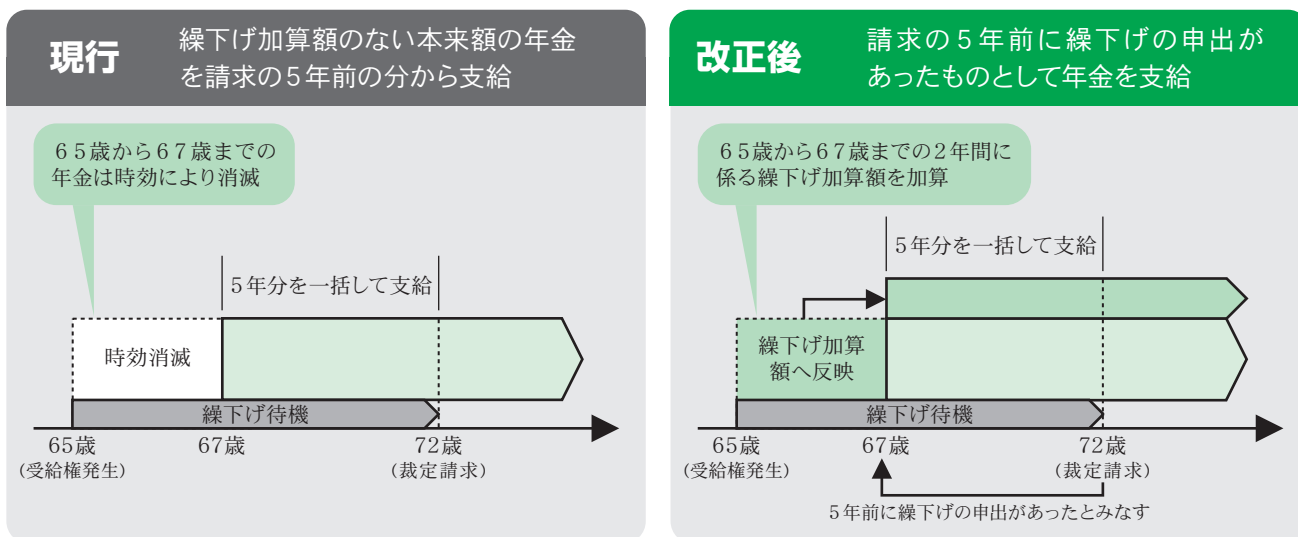
令和5年4月から70歳以降80歳未満の間に繰下げ受給を選択せずに請求した場合、請求の5年前に繰下げの申出があったものとして年金を支給します

70歳以降に老齢年金の請求を行い、かつ、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ加算額のない本来額の年金を5年分一括して支給しています。

令和5年4月以降は、令和4年4月以降に70歳に到達される方が、70歳に到達した後に老齢年金を請求し、繰下げ受給を選択しない場合、請求の5年前に繰下げの申出があったものとして、65歳の受給権発生から請求の5年前の時点までの期間に係る繰下げ加算額を加算した年金を5年分一括して支給することとなります。

※ 受給権を取得した日の年齢によっては、上記の年齢「70歳」が異なる場合があります。

### 72歳まで繰下げ待機をしていた方が65歳から本来受給を選択したケース



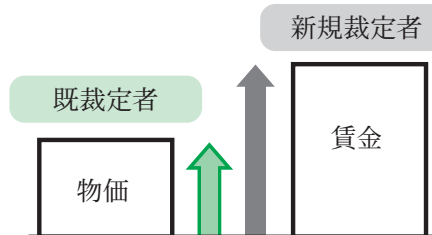
## 令和5年度の年金額改定のお知らせ

**新規裁定者 (67歳以下の方) は 2.2%の引上げ**  
**既裁定者 (68歳以上の方) は 1.9%の引上げ**

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者(67歳以下の方)の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者(68歳以上の方)の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律により定められています。

### 令和5年度の参考指標

・物価変動率	・・・	2.5%
・名目手取り賃金変動率	・・・	2.8%
・マクロ経済スライドによるスライド調整率	・・・	▲0.3%
・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分	・・・	▲0.3%



令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率(2.8%)を、既裁定者は物価変動率(2.5%)を用いて改定されます。

さらに令和5年度は、マクロ経済スライドによる調整(▲0.3%)と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整(▲0.3%)が行われることになり、改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

※ 新規裁定者は昭和31年4月2日以後に生まれた方、既裁定者は昭和31年4月1日以前に生まれた方

# 被扶養者の異動手続きについて

春は、就職や進学など異動が多い季節です。

被扶養者が就職した場合は資格の取消し、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すことになり、資格の取消日以降の医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

	令和5年4月の状況	手続きに必要な書類
取消	① 被扶養者が就職したとき (就職先で健康保険に未加入の場合であっても、パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合は、資格の取消の手続きが必要となります。)	・被扶養者申告書 ・組合員被扶養者証 ・取消日が確認できる書類 (健康保険証の写しや雇用証明書など)
再認定	② 高専・短大・大学・大学院へ進学するとき、または在学中のとき(夜間・定時制・通信制を除く。)	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和5年4月以降に発行されたもの)
	③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和5年4月以降に発行されたもの) ・令和5年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)
	④ 18歳以上で求職中・未就労であり無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき	・被扶養者申告書 ・扶養申出書 ・令和5年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)

注1 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

注2 ③、④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。

## 令和5年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました

任意継続組合員の令和5年度短期(医療)掛金率、介護掛金率が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

区分	令和4年度	令和5年度
短期(医療)掛金率	94.00%	108.005%
介護掛金率	18.4%	17.2%

掛金の額は、次の①、②のいずれか少ない額に短期(医療)掛金率を乗じて算出します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、次の①、②のいずれか少ない額に介護掛金率を乗じて算出した額も合わせて納付していただきます。

- ① 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額
- ② 前年の9月30日(1月から3月に任意継続組合員の資格を取得した場合においては前々年の9月30日)における  
 共済組合の短期給付の適用を受ける組合員(任意継続組合員を含む。)の標準報酬月額の平均額を標準報酬  
 の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額(令和5年度 36万円)

※ 任意継続組合員の手続き等については、「共済さが」令和4年10月号(No.365)をご確認ください。  
 共済組合ホームページ<http://www.saga-kyosai.jp/>でもご覧いただけます。

# 被扶養者の資格調査へのご協力 ありがとうございました



昨年6月以降に実施しました被扶養者の資格調査につきましては、組合員のみなさんにはお忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

さて、調査内容を確認した結果、収入の増加や異動に係る手続き漏れが判明し、被扶養者の資格を取り消す事例がいくつかありました。

遑て被扶養者の資格が取り消されると、その間医療機関等で受診された医療費等で、共済組合が負担した分については、組合員の方に返還していただくことになり、返還額が高額となるケースもあります。

組合員のみなさんには、被扶養者の認定要件をよくご理解いただくとともに、日頃から被扶養者に係る収入等の実態を把握していただき、取消の要件に該当した場合には、速やかに所属所の共済組合事務担当者に申し出ていただきますようお願いいたします。

## 調査で認定取消となった事例

### ■ 日額3,612円以上の失業給付を受給していた

- ・日額3,612円以上の失業給付を受給していたことを把握していなかったため、被扶養者の取消申告を行っていなかった。

### ■ 毎月の収入の3ヵ月平均額が108,334円以上になっていた

- ・毎月の給与収入の3ヵ月平均額が108,333円以下となるように就労していたが、賞与を12等分した額を毎月の給与収入額に加算すると、108,334円以上になってしまった。
- ・繁忙期で給与収入が他の月よりも高くなり、3ヵ月平均額が108,334円以上になってしまった。

### ■ 収入が130万円以上になっていた

- ・給与収入が130万円未満になるように就労していたが、通勤手当や残業代、賞与を含めると130万円以上になってしまった。
- ※ 収入130万円未満の収入とは、常時1年間の収入であり、暦年や年度ではありませんのでご注意ください。

### ■ 年金の受給や増額改定により収入が180万円以上になっていた

- ・年齢到達により公的年金の受給を開始したことで、公的年金の年額と給与収入等を合計すると180万円以上になっていた。
- ※ 企業年金や年金基金も収入に含まれます。また、個人年金も必要経費を除いた額が収入に含まれます。
- ・65歳から老齢基礎年金を新たに受給したことにより、これまで受給していた老齢厚生年金等との合計額が180万円以上になっていた。
- ※ 遺族年金や障害年金も収入に含まれます。

### ■ 就職し社会保険等に加入していた

#### 被扶養者に認定できない主な方

- ① 共済組合の組合員、健康保険の被保険者、あるいはすでにそれらの被扶養者に認定されている場合
- ② 組合員以外の者が扶養手当を受けている場合
- ③ 年額130万円（月額108,334円）以上の恒常的な収入がある場合
  - ※1 毎月の収入が不安定な方で、3ヵ月の給与収入の平均額が、108,334円以上となる場合も含む。  
＜収入に障害年金を含む方または収入に障害年金を除き公的年金を含む60歳以上の方（以下「収入に障害年金を含む方等」という。）は、年額180万円（月額15万円）以上＞
  - ※2 令和5年4月以降の収入要件については、13ページをご覧ください。
- ④ 雇用保険法に基づく手当及びこれに相当する給付の日額が3,612円以上の場合  
＜収入に障害年金を含む方等は、年金を含めて日額が5,000円以上＞
- ⑤ 別居している父母等への組合員の仕送り額が父母等の収入未満である場合

# 被扶養者の失業給付の受給には注意が必要です

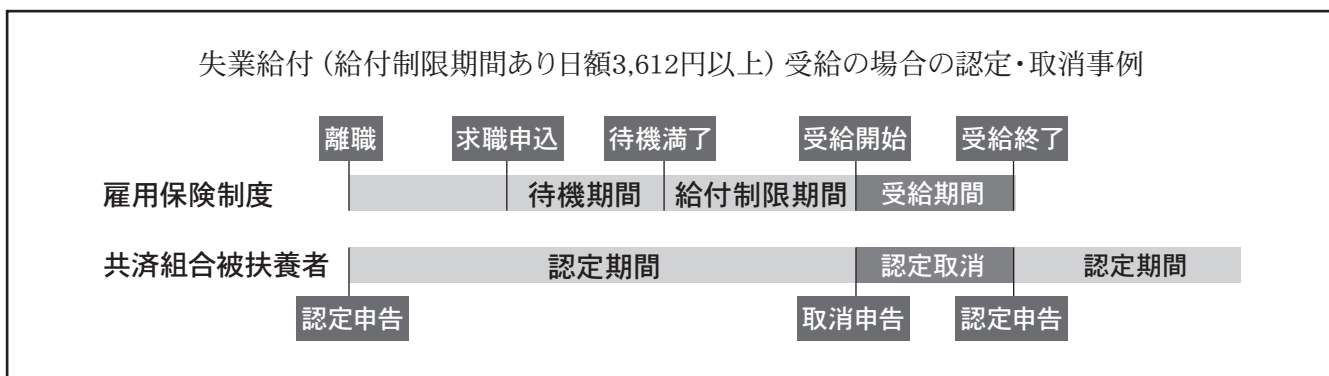
雇用保険制度の失業給付は、再就職を目指す方の失業中の生活を保障する給付であり、一定期間に渡って支給されるため、恒常的な収入とみなします。

失業給付を受給する場合の本組合の被扶養者の認定基準は、給付日額が3,612円（130万円÷12月÷30日）以上であれば、被扶養者として認定することができません。このため、被扶養者として認定された後、日額3,612円以上の失業給付の受給を「雇用保険受給資格者証」で確認できた場合は、被扶養者の取消の手続きが必要となります。

ただし、離職理由が自己都合などの場合で、離職日の翌日から求職申込までの期間、待機期間（7日）及び給付制限期間（3ヵ月）中は、失業給付の受給がありませんので、受給が始まるまでは被扶養者として認定することができます。

※ 被扶養者の認定・取消の手続きには、「被扶養者申告書」及び確認書類の提出が必要です。事由が発生した場合は、速やかにお勤め先の共済組合事務担当課を通じて手続きをお願いします。特に、離職日または失業給付の受給終了を事由とする被扶養者の認定で、事実の発生日から30日を経過して申告された場合は、離職日または失業給付の受給終了日の翌日から認定することはできませんのでご注意ください。

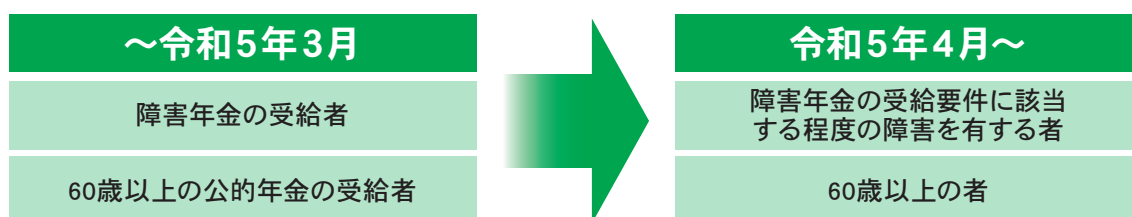
※ 認定対象者が公的年金を受給されている場合は、年金の種類や年齢で基準となる日額が異なりますので、詳しくはお勤め先の共済組合事務担当課または共済組合保健課にお問い合わせください。



## 令和5年4月から被扶養者認定時の収入要件が変わります！

被扶養者の認定時、取消時の収入による判断については、年額130万円（月額：108,334円）、その収入に障害年金の収入を含む者またはその収入に公的な年金の収入を含む60歳以上の者は、年額180万円（月額：150,000円）以上の収入の有無で判断しておりましたが、令和5年4月からは年金の受給に関わらず、公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び60歳以上の者は、年額180万円（月額：150,000円）以上の収入の有無で判断することになりました。

### 収入を年額180万円（月額：150,000円）で判断する者



# 共済貯金

## ～臨時積立のご案内～

★年利0.6% 半年複利

★個人で直接の積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。

ボーナスや臨時収入のお預け入れにつきましても、是非ご利用ください。

市町村共済		貯 払 込 票		テレ為替	
令和5年度	令和5年4月分	金額	¥ 200,000	定例積立金	円
払込先	佐賀銀行 県庁支店	臨時積立金	200,000	円	
受取人氏名	佐賀県市町村職員共済組合	円		円	
預金種目	普通口座番号 100847	(受領印)		(備考)	
住所	123-12345	「住所」欄には、 <b>組合員証記号番号</b> を記入してください。			
氏名	共済太郎				
上記金額を払込みました。					
株式会社 佐賀銀行					
(払込人保管)					

共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。(元本保証されません。)

そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。



### ◆臨時積立の対象者

共済貯金加入者(定例積立中断中であっても臨時積立可能です。)

※ 現在共済貯金未加入の方は、加入手続き後、貯金加入月から臨時積立が可能になります。短期組合員の方も加入いただけます。下記加入スケジュールをご確認ください!

### ◆臨時積立の方法

添付の「払込票」を使用し、最寄りの**佐賀銀行**で振込んでください。

振込手数料は**組合員負担**となります。

### ◆臨時積立の金額・回数

金額は千円単位で、上限はありません。臨時積立は同一月に何度でも可能です。

### ◆貯金利息の計算

共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

### ◆貯金加入者への通知

臨時積立した方へ、臨時積立翌月の10日前後に「貯金入金通知書」を送付します。

また、加入者全員へ、決算(3月末・9月末)の翌月中に前期分入出金の全履歴等を記載した「貯金現在残高通知書」を送付します。

### 令和5年4月期に加入する場合

4月5日(水)(※共済組合必着日)「貯金加入申込書」提出締切。4月1日～臨時積立可能

### 令和5年5月期に加入する場合

5月2日(火)(※共済組合必着日)「貯金加入申込書」提出締切。5月1日～臨時積立可能

以降、毎月5日(土日祝日に当たるときは直前の平日)加入申込締切です。

貯金加入日より前の積立では受け付けていません。

「貯金加入申込書」他共済貯金手続きに係る各様式は、所属所の共済組合事務担当課で保有されています。

お問合せ：佐賀県市町村職員共済組合 総務課 貯金係 TEL 0952-29-0334